

第1章 総論

第1節 国際私法とは

1 はじめに

みなさんはこれまで、司法試験や予備試験に向けていわゆる7法を勉強してきたであろうが、7法で扱う法律関係は、基本的には日本国内でのみ展開されていた。これに対し、これから勉強する国際私法が対象とするのは、日本国内でのみ展開されている**国内的法律関係**ではなく、複数の国にまたがって展開されている**渉外的法律関係**である。

①日本人Aと日本人Bが日本で動産売買契約を締結←国内的法律関係

②日本人Aとアメリカ人Bが中国で動産売買契約を締結←渉外的法律関係

①で、AがBに対する目的物引渡し請求訴訟を日本の裁判所に提起したとしても、すべて日本法で解決することが出来るだろう。

②で、AがBに対する目的物引渡し請求訴訟を日本の裁判所に提起した場合にはそうはいかない。まず、日本の裁判所が本案審理をすることが出来るのだろうか、すなわち、管轄を有するのか問題となる。管轄を有するとしても、どの国の法を適用して事案を解決すべきだろうか。また、仮にAがアメリカの裁判所で同様の訴訟を提起し、勝訴判決を得たとする。この場合に、売買の目的物が日本にあれば、アメリカでの判決をもとに日本で強制執行することが出来るだろうか。

このように、渉外的法律関係においては、国内的法律関係とは異なる問題が生じる。そして、この渉外的法律関係を規律するのが**国際私法**である。国際私法という名前の法律はなく、渉外的法律関係を規律する法規範全体を指して国際私法という。これから触れる、準拠法選択をする際に適用する法を**狭義の国際私法**といい、狭義の国際私法と国際民事手続法を合わせて**広義の国際私法**と呼ばれる。

2 基本理念

(1) 国際的判決調和

- ・国際私法の理念は**国際的判決調和**、すなわち、「ある事案が、いずれの国において判決が下されるかにかかわらず、同一の判断がされるという状態」¹を目指す点にある。

(2) 最密接関係地法の適用

- ・国際的判決調和を目指すために、国際私法においては、**内外法平等**（内国法を優先適用

¹ 中西ほか 22 頁